○農林水産省令第三十七号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第二項第二号（同法第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農産物検査法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月一日　　農林水産大臣　林　芳正

農産物検査法施行規則の一部を改正する省令

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一そばの項機械器具その他の設備の欄に次の一号を加える。

七　ふるい

別表第二そばの項機械器具その他の設備の欄に次の一号を加える。

七　ふるい

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十八号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、及び農林水産技術会議令（昭和三十一年政令第百九十九号）第五条の規定に基づき、農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月一日　　農林水産大臣　林　芳正

農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令

農林水産技術会議事務局組織規則（昭和四十年農林省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「独立行政法人（」を「国立研究開発法人（」に、「農業試験研究独立行政法人」を「国立研究開発法人」に改め、同条第六号中「独立行政法人土木研究所の」を「国立研究開発法人土木研究所の」に、「独立行政法人土木研究所法」を「国立研究開発法人土木研究所法」に改め、同条第七号中「農業試験研究独立行政法人」を「関係国立研究開発法人」に改める。

第三条第十号を次のように改める。

十　削除

第四条第五号中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の」に、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に改める。

第六条第一項第一号及び第十四条第三項中「農業試験研究独立行政法人」を「関係国立研究開発法人」に改める。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○農林水産省
経済産業省令第一号
国土交通省

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第三項第三号（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林水産省
経済産業省令第一号
国土交通省

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第五号イ中「三千立方メートル」を「六千立方メートル」に改め、同項第六号イ中「千五百平方メートル」を「三千平方メートル」に、「三千平方メートル」を「六千平方メートル」に改め、同条第四項第一号中「第五号イ」を「第六号イ」に改め、同項第六号イ中「第二項第五号イ」を「第二項第六号イ」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に行われた流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項、第五条第一項又は第七条第一項の規定による認定又は確認の申請であって、この省令の施行の際、認定又は確認がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

○経済産業省令第三十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月一日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

第十五条中「、皮革面積計」の下に「、騒音計」を加える。

第三十一条第二項の次に次の一項を加える。

3　前条の申請書には、当該申請に係る特定計量器が構造に係る技術上の基準に適合していることを研究所が適切であると認めた試験所（国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準のうち該当するものに適合する方法で行われた試験所に限る。）が証する全部又は一部の書面を添付することができる。

第百十八条第一項を次のように改める。

質量計の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　非自動はかり　日本工業規格Ｂ七六一一―二（二〇一五）

二　分銅、定量おもり及び定量増おもり（以下「分銅等」という。）　日本工業規格Ｂ七六一一―三（二〇一五）

第百十八条第二項から第四項までを削る。

第百二十四条を次のように改める。

（材質）

第百二十四条　質量計の材質は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　非自動はかり　日本工業規格Ｂ七六一一―二（二〇一五）

二　分銅等　日本工業規格Ｂ七六一一―三（二〇一五）

第百二十六条を次のように改める。

第百二十六条　削除

第百二十七条を次のように改める。

（性能）

第百二十七条　質量計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　非自動はかり　日本工業規格Ｂ七六一一―二（二〇一五）

二　分銅等　日本工業規格Ｂ七六一一―三（二〇一五）